

鳥取県交通対策協議会

(鳥取県生活環境部くらしの安心増くらしの安心推進課内)

鳥取市東町一丁目220番地

TEL.0857-26-7989 FAX.0857-26-8171

tottori-koutaikyo@thomis.ocn.ne.jp



令和7年度

安心とっとり 交通安全県民運動

実施要綱



「県道多道ストップキャンペーン」交通安全啓発アート：県立米子高等学校美術部と米子市立成成小学校による共同制作

鳥取県交通対策協議会

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

安全運転5則

1. 安全速度を必ず守る
2. カーブの手前でスピードを落とす
3. 交差点では必ず安全を確認する
4. 一時停止で横断歩行者の安全を守る
5. 飲酒運転は絶対しない

高速道路安全運転5則

1. 安全速度を守る
2. 十分な車間距離をとる
3. 割り込みをしない
4. わき見運転をしない
5. 路肩走行をしない

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

令和7年度交通安全年間スローガン

(一財)全日本交通安全協会/毎日新聞社共催

■ 運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門（内閣総理大臣賞）

守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

■ 歩行者等に呼びかける部門（内閣総理大臣賞）

危険です ながらスマホで 踏むペダル

■ こどもたちに交通安全を呼びかける部門（内閣総理大臣賞）

青だけど 自分の目で見えて たしかめて

鳥取県の交通事故発生状況の推移（過去10年間）



安心とっとり交通安全県民運動実施要綱

1 目的

この運動は、鳥取県民が交通安全条例の基本理念に基づき、県民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーを実践することにより、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

3 主催

鳥取県交通安全協議会
会長 鳥取県知事 平井 伸治

4 推進機関・協賛団体

別添2(P14)のとおり

5 年間運動スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

6 運動の重点

- 1 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- 2 自転車等の安全利用の推進(特に乗車時のヘルメット着用推進)
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 4 歩行者の安全の確保(特に横断歩道における歩行者保護の徹底)
- 5 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

7 運動の推進

- (1) 進め方
各推進機関・団体は、それぞれの地域、職域、学校等において実情に応じ、相互に連携を図り、県民生活での運動となるよう努める。
- (2) 重点に対する各推進主体の推進事項
別添1(P4～P13)のとおり
- (3) 推進機関・協賛団体
別添2(P14)のとおり
- (4) 推進機関・団体の行う事項
別添3(P15)のとおり

B 各種運動等の推進

(1) 年間を通じて実施する運動

運動名	期 間	備考
鳥取県交通安全マナーアップ運動	令和7年4月1日(火)～ 令和8年3月31日(火)	別記1
夕暮れ時の早期点灯運動		別記2
横断歩道ストップキャンペーン		別記3
チャイルドシート使用向上推進運動		別記4

(2) 期間を定めて実施する運動(各期の交通安全運動)

運動名	期 間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)	別に定める 実施要綱 により実施
夏の交通安全県民運動	7月14日(月)～7月23日(水)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火)	
年末の交通安全県民運動	12月8日(月)～12月17日(水)	

(3) 期間を定めて実施する運動(目的別運動)

運動名	期 間	備考
こども、高齢者及び障がい者への 思いやり運転推進運動	4月1日(火)～4月30日(水) 9月1日(月)～9月30日(火)	別記5
飲酒運転根絶意識改革推進運動	4月上旬から5月中旬、8月中、 12月中旬から1月中旬	別記6
自転車等の安全利用推進運動	5月1日(木)～5月31日(土)	別記7

(4) 交通安全日

名 称	実 行 日	備考
交通安全にみんなで参加する日	毎月1日・15日	別記8
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(木)・9月30日(火)	別記8

(5) 交通死亡事故多発時の緊急対策

名 称	実 行 日	備考
交通死亡事故多発警報	警報発令日からおおむね10日間	別記9

令和6年中 交通事故月別発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
発生件数	52	45	41	41	58	56	52	54	44	62	41	76	622
死者数	0	1	0	1	1	1	1	3	0	1	3	3	15
重傷者数	13	10	7	3	9	13	13	10	13	8	12	13	124

1 こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

推進目的

令和6年の交通事故死者数は15人で、そのうち高齢者の死者数は12人と死者数に占める割合は80%と高い割合であった。(交通事故件数は16222件で、前年比34件減少した。)

鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、こども、高齢者及び障がい者を交通事故から守るため、交通安全教育の推進、通学路等こどもが日常利用する道路での指導・見守り活動の推進、また、障がい者に対するそれぞれの特性に応じた配慮と道路環境に応じた誘導や介助を推進する。

一般運転者(高齢運転者を含む。)に対しては、こども、高齢者及び障がい者への思いやり運転の実践、全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用等、交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上を呼びかけ交通事故防止を図る。

推進主体 推進事項

一般運転者

- 高齢運転者標識(高齢者マーク)、身体障害者標識(身体障害者マーク)及び聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)の表示車に対して、幅寄せ、急な道路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛ける。
- シートベルトを自ら正しく着用するとともに、すべての同乗者にも正しく着用させ、また、こどもを同乗させるときは体格に合ったチャイルドシートを正しく取り付けることを習慣づける。
- 通学路・生活道路等においては、見えない危険を予測して速度を落とした安全運転に努める。

高齢運転者
(一般運転者を含む)

- 70歳以上の運転者は「高齢運転者標識(高齢者マーク)」の表示に努める。
- 参加・体験・実践型の交通安全講習や運転適性診断を積極的に受けると、身体機能の変化を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努める。
- 交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる安全運転サポート車や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の導入を検討する。
- 一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控える。
- 加齢や病気などでおこる身体機能の低下により運転に不安を感じる場合は、事故を防ぎ自身の安全を守るためにも、安全運転相談の利用や運転免許返納の返納を検討する。

こども
高齢者
障がい者

- 道路を横断する際には横断歩道を利用し、信号のない横断歩道では運転者に手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認する。また、飛び出しや斜め横断、走行中・駐停車中の車両の直前直後で横断しない。

市町村警察
交通安全協会
関係機関・団体

- 運転免許証の自主返納者への支援(高齢者等に対する公共交通機関の利用助成制度P28～30参照)に関する情報提供や、衝突被害軽減及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティサポートカーS(通称:サボカーS)や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及促進のための広報啓発活動を推進する。
- 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進と、高齢者マーク、身体障害者マーク及び聴覚障害者マークを表示している車への思いやり運転が推進されるよう啓発を行う。
- 身体機能の変化等により、安全な運転に不安のある高齢者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納を促進する。

推進主体

推進事項

市町村警察
交通安全協会
関係機関・団体

- 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務を周知徹底するとともに、指導取締りの強化期間を設けるなどにより、指導取締りを推進する。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス(肩ベルト)の取り付け方等、正しい使用法の周知を図る。

道路管理者
(国土交通省・県・市町村)

- 通学路における合同点検の実施結果及び未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検結果並びに高齢者及び障がい者の行動特性等を踏まえた交通環境・安全施設等の整備を図るため、最高速度30km/hの区域規制である「ゾーン30」と、「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の組み合わせによる「ゾーン30プラス」などの生活道路対策の取組を推進する。

家庭
地域

- こども、高齢者及び障がい者が日常的に利用する道路(通学路含む)における安全対策と安全点検を実施する。
- 通学路や街路においてこども、高齢者及び障がい者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行う。

幼稚園・保育園
学校等

- 関係機関・交通安全ボランティア団体等と連携して通学路の交通安全点検を実施するとともに、児童・生徒と保護者に対する交通安全教育と広報啓発を推進する。
- 交通安全指導員やPTA等と協力して、通学路等での交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教育を推進する。
- 保護者に対してチャイルドシートの使用義務を周知し、必要性、効果に関する理解を促進する。

職場

- 朝礼や会議等を利用して、従業員に対して、こども、高齢者及び障がい者に対する思いやり運転を呼び掛ける。



2 自転車等の安全利用の推進(特に乗車時のヘルメット着用推進)

推進目的

令和6年の自転車等関係する交通事故件数は105件(令和5年は96件)で前年より9件増加、死者数は2人(令和5年は1人)であった。

自転車利用時の安全意識の向上を図るため、自転車安全利用五則の更なる周知と交通安全講習や街頭広報・指導を行う。すべての自転車及び特定小型原動機付自転車(以下「自転車等」という)の利用者に、交通事故による被害軽減のため乗車用ヘルメットの着用をはじめとする交通ルールの遵守及び交通マナーの向上の促進に努め、自転車等による交通事故防止を図る。

推進主体 推進事項

自転車等利用者

- 自転車等は車両であること認識し、信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等基本的な交通ルールを守り、安全に利用する。
- スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を装着した危険な運転はしない。
- 交通事故による被害を軽減するためヘルメットを着用する。
- 交通事故による損害を賠償するための保険、または共済(自転車損害賠償保険等)への加入に努める。
- 自転車のブレーキやタイヤのチェックなどの定期的な点検整備に努め、Tマークの貼付された安全な自転車に利用に努める。
- 夕暮れ時は早めに前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身につけて安全な速度で運転する。

県市町村警察交通安全協会関係機関・団体

- 「自転車安全利用五則」による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進する。
- 自転車等利用者の乗車用ヘルメット着用を強く推進する。
- 自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。
- 自転車等利用者を対象とする街頭指導、参加・体験・実践型の自転車教室等により交通ルールの周知や自転車の正しい乗り方等の指導を推進する。
- 自転車等は車両であり、信号遵守や一時停止、車道を通行する場合の左側通行、自転車乗用中のスマートフォン等を使用した「ながら運転」及びイヤホン等を装着した運転等に対する危険性や罰則について周知し、安全な利用を促す。
- 視覚障がい者用誘導ブロック上に自転車を放置しない、自転車通行可の歩道では徐行して通行するなど、自転車利用者のマナーアップを図る。
- 特定小型原動機付自転車の販売業者、シェアリング業者等と連携し利用者にに対する安全利用について広報啓発を推進する。

道路管理者(国土交通省・県・市町村)

- 交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進し、自転車通行環境整備の推進を図る。

推進主体 推進事項

警察

- 交差点やその周辺において、自転車等利用者にに対する安全な通行のための街頭指導を実施する。
- 自転車等利用者に於て飲酒運転、信号無視、無灯火運転、二人乗り運転、傘差し運転及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」等の交通ルール違反に対する指導取締りを徹底する。

家庭・地域

- 自転車等利用時にはヘルメット着用し、こどもの自転車に乗るときや幼児用座席に乘坐するときはヘルメットを着用させる。
- 自転車等利用者も(たとえ小学生であっても)交通事故の「加害者」になり得ることから、自転車事故の起こる責任の重大さを話し合い、自転車損害賠償保険等への加入を促進する。
- 自転車等の危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。
- 自転車等の点検整備を推進し、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材用品の着用など安全な利用に努める。

学校

- 自転車等は車両であり、道路を通行するときは原則、車道を通行するなど「自転車安全利用五則」を周知し、自転車等利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」の禁止やヘルメット着用等を指導する。
- 交通安全指導員やPTA等と協力して、児童や生徒に対する登下校時の街頭指導や自転車教室等を開催し、自転車等の安全な利用に係る指導を推進する。
- 児童・生徒に対して、自転車等の点検整備と乗車用ヘルメットの着用指導、自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。

職場

- 従業員に対して自転車等利用時のヘルメット着用と自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るとともに、「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育を行うなど、自転車等利用時の交通ルールについて指導し、自転車等の安全利用を推進する。

自転車用ヘルメットを使いましょう!



ヘルメットには「産業用」、「防災用」、「自転車用」などがあります。「自転車用」については、使用者自身が転倒または衝突した際に頭部を保護することを目的としているため、衝撃吸収性能、あごひも引張り強度、脱げにくさなど、使用条件に合わせた性能値をクリアしています。自転車には、自転車用ヘルメットとして安全が確認されたマーク表示のついたヘルメットを着用しましょう。

自転車用ヘルメットの規格には、日本国内で「SG(製品安全協会)」や「JCF(日本自転車競技連盟)」が規定しているほか、欧州の「CE EN1078」、米国の「CPSC1203」などがあります。



SGマーク
一般財団法人
製品安全協会



JCF公認マーク
公益財団法人
日本自転車競技連盟



JCF推奨マーク
公益財団法人
日本自転車競技連盟



CE EN1078マーク
欧州標準化委員会
(EU加盟国等)



CPSC 1203マーク
米国消費者製品
安全委員会

3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

推進目的

夕暮れ時から夜間にかけては、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者などの発見が互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなるため、交通事故が起こりやすい時間帯となっている。

歩行者等(自転車等利用者を含む。)に対しては、反射材用品の普及、利用促進を図り、また、運転者に対しては、昼間より速度を落としたり安全運転と前照灯の早期点灯及び夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)・すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用を啓発し、夕暮れ時から夜間の交通事故防止を図る。

推進主体 推進事項

運転者 (二輪車含む)

- 視認性が低下する夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没30分前には前照灯を点灯する。
(各月の日没時刻→P17夕暮れ時の早期点灯運動実施要領参照)
- 夕暮れ時や夜間は歩行者や自転車の視認が遅れるので、昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努める。
- 夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)・すれ違い用前照灯(ロービーム)の切替を積極的に行う。

歩行者

- 夕暮れから夜間は、「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るい色(白・黄色等)の服装を着付け、反射材用品の着用や、ライトを携帯するなど、自己の存在を目立たせ、ドライバーから見えやすくする。
- イヤホンやスマートフォンの使用を控え、周囲の音や動きに注意する。

自転車利用者

- 自転車は、前照灯及び尾灯(または反射材)を取り付け、照明器具(ライト)は明るく点灯するか、反射材は破損や劣化がないかを、定期的に車両の点検を実施する。
- 他の車両や歩行者に自己の存在に気づいてもらうため、明るい色の服装や反射材用品の着用を心掛けるとともに、スポークにつける反射材等を活用する。

市町村警察 交通安全協会 関係機関・団体

- 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)・すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について、広報啓発を徹底し、周知に努める。
- 反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全講習会等を開催する。
- 街頭指導や訪問活動等を通じて、高齢歩行者・自転車利用者等に対する反射材の配布活動や交通安全指導を推進する。

警察

- 無灯火の車両に対する指導取締りを推進する。
- 歩行者や自転車等利用者に対して反射材用品の着用や前照灯の点灯について街頭指導を実施する。

推進主体 推進事項

家庭

- 地域における各種広報媒体(チラシ・同報紙等)を活用し、
・前照灯の早期点灯や夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)の適切な活用
・夜間外出時の反射材用品等と明るい色の衣服の着用
・自転車等の前照灯の点灯を呼び掛け、事故防止の環境づくりを推進する。
- 反射材用品等の着用による有効性・必要性について話し合い、着用の習慣化を図る。

学校

- 児童・生徒に対して、反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用効果等を理解させる交通安全教育を推進する。
- 児童・生徒に対し、反射材用品の着用と自転車通学者に前照灯の点灯及び自転車乗用ヘルメットの着用を指導する。

職場

- 従業員に対し、昼間より速度を落としたり安全運転と、前照灯の早期点灯・夜間の走行用前照灯(ハイビーム)・すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について指導を徹底する。
- 夕暮れから夜間における視認性の低下や帰宅時間帯の交通量の実態を、慣れた道路での突然運転や速度超過の危険性や、また、スマートフォン等の使用や注視の危険性、交通事故防止について指導する。
- 運転時のヒヤリ・ハット体験を職場において共有し、危険箇所の把握と解消に努め、運転者の注意喚起・交通事故防止の取組に活用する。

令和6年 月別・時間別の自転車交通事故発生状況

月	件数	死者数	負傷者数	時間別	件数	死者数	負傷者数
1月	6		6	0～2時	2		1
2月	7		6	2～4時			
3月	7		7	4～6時			
4月	8	1	7	6～8時	9		9
5月	8		8	8～10時	16		16
6月	13		13	10～12時	10		10
7月	12		12	12～14時	8		7
8月	9		8	14～16時	8		8
9月	4		4	16～18時	31		31
10月	14		13	18～20時	15		15
11月	10		10	20～22時	3	1	2
12月	7	1	7	22～24時	3	1	2
合計	105	2	101	合計	105	2	101

…事故多発時間帯

…死亡事故発生時間帯

4 歩行者の安全確保(特に横断歩道における歩行者保護の徹底)

推進目的

当県の信号機のない横断歩道における一時停止率は54.1%(令和6年JAF調査)で全国平均53.0%を上回り、かつ前年の50.0%から向上したものの、およそ半数が一時停止していない状況にある。

車両の運転者及び歩行者が横断歩道及び横断歩道付近において、遵守すべき交通ルール・マナーの理解と実践を促進する啓発活動等を推進して、相互の交通安全意識の高揚により交通事故の抑止を図る。

推進主体 推進事項

運 転 者	●横断歩道の手前で横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は、停止して歩行者を横断させる。 ●横断歩道手前で停止した際は、歩行者に対して手を指し示すなど、横断を優先させる合図を行う。
歩 行 者	●道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める。 ●飛び出しや車両等の直前・直後の横断はしない。 ●横断中も左右の安全を確認する。
県 市 町 村 警 察 交 通 安 全 協 会 関 係 機 関・団 体	●歩行者に対する「思いやり」の気持ちを持って通行する交通マナーを呼びかける。 ●横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度で通行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務の周知に努める。 ●ひし型の道路標示の意味の周知及び同道路標示の場所では横断歩道直前で停止可能な速度への減速を啓発する。
警 察	●横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由により、その効用が損なわれないうよう適正な維持管理に努める。 ●横断歩行者等妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為について、指導取締りの強化期間を設けるなどにより、横断中にもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進する。
幼稚園・保育園 学 校	●クイズや絵本、動画などを活用し、視覚的に訴えるものを用いるなど効果的な交通安全教育に努め、大人自らが手本となり交通ルールを守ることの大切さを教える。 ●横断歩道を渡ることも、信号機のあるところでは、信号に従う等の基本的な交通ルールを周知するとともに、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど、横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す交通安全教育を推進する。
職 場	●従業員に対し、横断歩道は歩行者優先であり、減速義務や停止義務があることを周知するとともに、時間に余裕を持った運行管理に努め、安全運転のための指導・教育を推進する。

信号のない横断歩道での一時停止率



(2024年JAF調査実施結果より)

横断歩道や自転車横断帯に近づいたときには、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行する必要がある。また、歩行者等が横断しているときや横断しようとしているときには、横断歩道や自転車横断帯の手前(停止線があるときは、その手前)で一時停止して歩行者等に道を譲らなければいけません。これに反した場合には、横断歩行者等妨害等違反(道路交通法第38条)で検挙の対象となります。

「だろう運転」から「かもしれない運転」へ

「だろう運転」→周囲の状況を楽観的に都合よく予測して運転すること
 「危ないのでもってこないだろう」「対向車が道を譲ってくれるだろう」
 「この路肩等にどこにもいないだろう」「きっと大丈夫だろう」
 →自分に都合よく状況を見てしまい、危険が迫った際対応できない。

「かもしれない運転」→常に安全意識を持ち、危険な状況を予測して運転すること
 「人が飛び出してくるかもしれない」「前の車が急停車するかもしれない」
 「相手は自分に気づいていないかもしれない」

積極的に様々な状況を想定する「かもしれない運転」で、突発的な事象が発生しても適切な回避行動を取ることができ、事故の防止につながります。



5 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

推進目的

令和6年の飲酒を伴う交通事故の総数は前年から17件増加の56件、人身事故は前年より4件増加の11件、うち死亡事故が2件(前年は1件)であった。

飲酒運転が、悲惨な交通事故を引き起こす要因となりうる危険で悪質な行為にもかかわらず、いまだに根絶には至っていないことから、運転者を始め広く県民に対し、その悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、職場・地域・家庭等において飲酒運転をなくす環境づくりを推進する。また、妨害運転等危険な行為に対しては厳正な指導取締りをするとともに「ゆずり合い・思いやり運転」を心がける交通安全教育や広報啓発を通して、危険な運転等による交通事故防止を図る。

推進主体

運転者
(自転車利用者を含む)

- 飲酒運転や妨害運転などの危険性・悪質性を認識し、危険な運転は絶対にしない意識を徹底する。
- 飲酒を伴う場合への交通手段は、公共交通機関を利用する、やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実施する。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止する。
- 自転車等利用でも飲酒運転や妨害運転は絶対にしない。
- 妨害運転の原則となる他車の前方への割り込み、無闇な道路変更などの危険な行為をしない。
- 妨害運転や交通事故防止の効果が見期待できるドライブレコーダーの導入を検討する。

周辺者
(同乗者、歩行者等)

- 複数人で自動車により飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー(お酒を飲まないで、仲間等を車で送り届ける人)」を決める。
- 飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、飲酒を勧めない、車内を提供しない。また、飲酒運転はさせない、飲酒運転の車に同乗しない。

県市町村警察
交通安全協会
関係機関・団体

- 各種広報媒体等を活用し、飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転の根絶に向けた地域・職場・家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。
- 関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して街頭活動や飲食店訪問活動等を実施し、飲酒運転根絶に向けた機運を高める。
- 視覚教材(DVD)や飲酒運転疑似体験プログラム等を活用した飲酒運転根絶に向けた教育の推進を図る。
- 飲食店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動の普及促進や広報啓発活動を推進する。
- 飲酒運転の危険性・悪質性・飲酒運転事故の悲惨さなどについて広報啓発するほか、飲酒運転を根絶するための運転者教育を促進する。
- 妨害運転や運転中のスマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」の危険性や悪質性の周知と罰則について広報啓発を推進する。
- 妨害運転をしない・させないために「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性について広報啓発を推進する。

推進主体

推進事項

家庭
地域

- 家庭や地域で飲酒運転の危険性・違法性・飲酒事故を起こしたときの責任の重大性等について話し合い、飲酒運転根絶に向けた環境づくりに努める。
- 町内会、地域の行事や各種広報媒体(掲示板や同乗車、有線放送等)を活用し、飲酒運転の危険性や飲酒運転事故の悲惨さなどを啓発し、飲酒運転根絶に向けた機運を高める。
- 飲酒を伴う場合等には車で行かないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境づくりに努める。
- 地域や交通ボランティア等と連携し、街頭活動や飲食店訪問活動等を通じて、運転者への酒類提供の禁止や、ハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。

職場

- 朝礼、会議等を利用して、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、飲酒運転防止のための指導を徹底する。
- 職場内に飲酒運転の標識やポスターの掲示、また飲酒を伴う場合等ではハンドルキーパー運動やアルコール検知器を活用するなど職場ぐるみで飲酒運転根絶機運を高める。
- 一定台数以上の自動車の使用者は安全運転管理者を確実に選任するとともに、安全運転管理者は、法令に基づき以下の取組を実施する。
 - ◆ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認し、運転者の酒気帯びの有無を確認する。
 - ◆ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する。
 - ◆ アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行う。
 - ◆ アルコール検知器を常時有効に保持する。

酒類提供者

- 酒類を提供する飲食店は、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。
- 店内に飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努める。

飲酒交通事故発生状況(R2～R6まで)



ハンドルキーパー運動



自動車で仲間や友人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けることです。「ハンドルを握る(キープ)する人」と、「他の人たちの命を守る(キープ)人」という意味があります。

【推進機関】

[illegible]

【協賛団体】

局比隣取社比送局局
総レ山鳥報テ放支
取ム新中陰鳥社Z
鳥テムF央ん鳥社Z
聞海工社央ん山聞
新本フ会中んS新
日工式障KS国経
朝日工株山TB中目D

《聽不煩》

推 選 事 項

	推進事項
推進機関・団体	1 年間、各町の交通安全運動、「交通安全にみんで参加する日」等における活動の推進 2 職員等に対する交通安全運動の周知 3 職員等に対する交通安全教育の推進 4 その他交通安全活動の推進に関する事項
県	1 各町の交通安全運動等の実施 2 交通死亡事故多発警報の発令及び同警報発令に伴う緊急対策の推進 3 高齢者交通安全対策事業（交通安全講習）の推進 4 交通安全単民大会の開催 5 市町村、各推進機関等に対する交通安全活動に対する交通安全運動推進の協力要請 6 交通事故発生状況等交通安全情報の提供 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
市町村	1 住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ 2 各進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請・指導 3 「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進 4 交通安全施設、道路路などの点検・整備 5 交通安全隊員による街頭指導の強化 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
警察	1 高齢者の交通事故防止対策の推進 ○歩行者・自転車乗用中の高齢者の事故防止対策 ○高齢運転者による事故の防止対策 2 歩行者・自転車に対する交通安全教育の推進 ○交通安全教室における交通安全指導の取組の推進 ○交通安全教室にない交通安全指導の取組の推進 3 飲酒運転等の根絶に向けた対策の推進 4 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全協会	1 地域に密着した交通安全普及活動の推進 2 「交通安全教育指針」に基づき交通安全教育の推進 3 ハンドルキーパー運動の推進 4 交通安全こども・高齢者自転車大会の開催 5 反対材用品の普及と着用の促進 6 チャイルドシートのレンタル活動の推進 7 その他交通安全教育の推進に関する事項
道路管理者 国土交通省 県 市町村	1 生活道路における交通安全対策の推進 2 通学路の歩道整備等の推進 3 高速道路等の早期整備・活用促進 4 事故多発ラック・事故危険箇所問題点解消作戦、の推進 5 道路情報の提供 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
教育委員会 学校 教育関係団体	1 交通安全教育指針に基づき、幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進 2 自転車・歩道車等に対する交通安全教育の推進 3 自転車の点検整備、正しい乗り方等の指導の徹底、保険加入の普及と啓発 4 その他交通安全活動の推進に関する事項
運輸支局 交通安全運行 管理者協議会 県トラック協会 県バス協会	1 事業用自転車総合安全プランの推進 2 ICＴ・画像認識を活用した安全対策の推進 3 自転車の検査及び点検整備の充実 4 運行管理の徹底による過速運転及び過速運転運行の防止 5 運転前からのアルコールチェックによる酒酔い等の有無確認の推進 6 県所管道路における歩行者の安全確保の徹底の推進 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
指定自転車 学校協会	1 教員及び各種講習の受講生等に対する交通安全教育の推進 2 県所管道路における歩行者の優先発着指導 3 こどもと高齢者に関連した交通安全教育の推進 4 その他交通安全活動の推進に関する事項

鳥取県交通マナーアップ運動実施要綱

1 名称

鳥取県交通マナーアップ運動

2 運動の趣旨・目的

交通事故を防止するためには、交通ルールを遵守することは当然のことながら、運転者・自転車利用者・歩行者が、それぞれの立場での交通マナーを向上させることが不可欠である。道路を利用する全ての人が、相手の立場を尊重する「思いやり」と「ゆずり合い」の行動を取り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めることにより交通事故防止を図る。

3 実施期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)

4 マナーアップ強化期間及び強化日

- (1)2月をマナーアップ強化期間に設定
(2)毎月1日・15日(「交通安全にみんなであらう」及び各期の交通安全運動期間中に設定)

5 実施要綱

実施機関・団体 実施要綱

県、市町村、警察、
県市町村教育委員会、
交通安全協会、
関係機関・団体

- この運動が県民取組む中で展開されるよう新聞、テレビ、ラジオをはじめ、ウェブサイト、SNS、ケーブルテレビ、駐車場、ポスター、チラシなどあらゆる広報媒体を積極的に活用して、この運動の周知キャンペーンを強力に推進する。
- この運動を周知するため、マナーアップ強化日には「思いやり」と「ゆずり合い」の実践などを県民運動として展開する。
- 交通安全の各種イベント・講習会等の場を活用し、交通マナーの実践と習慣付けを訴える。

学校
幼稚園・保育所

- 各学校では、学級活動、学校行事等を通じて、交通マナーの向上と習慣付けに努める。
- 関係機関・団体、家庭や地域と連携した街頭活動等を通じて、自転車等乗車時のヘルメット着用を促すとともに、二人乗り、無灯火及び傘差し等に対して適切な指導を行う。

家庭
地域
職場

- 大人が子どもの手本となるよう、常に正しい交通ルールとマナーを実践し、身をもって交通安全の習慣付けに努める。
- 子ども、高齢者及び障がい者の安全を守るため、家族・地域ぐるみの交通安全「ひとし、運動、安全を見守る活動等」を実施する。
- 家庭や地域、職場内で交通安全について話し合うなど「思いやり」と「ゆずり合い」の精神を育成し、交通マナーの向上を推進する。

運転者

- 安全な速度での運行、右左折・道路変更の場合の早めの合図及び安全確認の徹底に努めるとともに、「ゆずり合い」運転に努める。
- 信号のない横断歩道付近では減速し、歩行者の有無を確認し、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止をする。
- 自転車、子ども、高齢者及び障がい者の動向に注意し、その安全を守るために速度を落とし、徐行するなどの安全運転を徹底する。
- 運転中のスマートフォン等の使用や、無用な割り込み・追い越しなど、交通事故を誘発するおそれのある危険な行為は絶対しない。
- 駐停車時(中)はアイドリングストップによる省燃へ努め、急発進や急加速を抑えるなど環境に優しい運転を実施する。

夕暮れ時の早期点灯運動実施要綱

1 名称

夕暮れ時の早期点灯運動

2 運動の趣旨・目的

年間を通して夕暮れ時に発生する交通事故が他の時間帯に比べて多くになっている。夕暮れ時から夜間にかけては、視認性が低下することにより、視覚の安全確保が難しくなることから、運転者からは歩行者や自転車が発見しにくく、歩行者、自転車からも車両が見づらいため交通事故が多発する傾向にある。

このようなことから、全体的に車両の前照灯を日没30分前に点灯する早期点灯と夜間におけるハイビームの適切な活用を推進し、交通事故の防止を図る。

3 実施期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)

4 前照灯の点灯時刻

前照灯の点灯時刻は、日没時刻のおおむね30分前とするが、日没時刻が季節によって変化するため、右表を目安とする。

季 節	前照灯の点灯時刻
春	午後6時ごろ
夏	午後6時30分ごろ
秋	午後5時ごろ
冬	午後4時30分ごろ

5 実施要綱

- (1)点灯時刻の周知
新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、点灯時刻の広報と周知を図る。また、毎月1日及び15日の「交通安全にみんなであらう」に参加する日においてもその周知を図る。
- (2)ハイビーム(走行用前照灯)の活用周知
夜間走行時のハイビーム(走行用前照灯)とロービーム(すれ違い用前照灯)の照射距離の違いや、ハイビームの有効性及び活用法について各種広報媒体を通じて周知する。
- (3)交通安全運動との連動
この運動を推進するため、各期(春、夏、秋、年末)の交通安全運動期間中には広報啓発を行い、この運動を推進する。

令和6年 月別・時間別交通事故発生状況(件数)

交通事故多発時間帯

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
0~2時						2	1	2			1		8
2~4時												1	1
4~6時		1							1	1	2		5
6~8時	7	1	8	1	5	3	8	2	1	5	8		49
8~10時	4	5	4	4	10	9	7	8	7	12	7	8	85
10~12時	3	9	8	3	9	5	7	7	7	1	7	3	69
12~14時	11	6	5	5	5	5	4	12	8	6	10	85	
14~16時	8	7	6	7	9	3	9	6	3	8	4	7	77
16~18時	5	9	7	11	16	14	13	11	5	14	20	10	135
18~20時	4	6	5	6	2	7	4	5	4	3	11	7	64
20~22時	2	1	2	1	2	3	5			2	3	4	25
22~24時		1		3	3	1		2		1		7	18

(参考)各月の日没時刻

	令和7年												令和8年		
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
日没時刻	18:36	19:01	19:20	19:19	18:53	18:11	17:28	16:57	16:35	17:12	17:45	18:10			

※日没時刻は国土交通省気象センターのデータによる鳥取県の時刻(各月1日)を掲載。

横断歩道ストップキャンペーン実施要綱

1 名称
横断歩道ストップキャンペーン

2 運動の趣旨・目的

「横断歩道は歩行者優先」であることを広く呼びかけ、横断歩道を通行するドライバーは横断歩道の手前では停止可能な速度まで減速すること、歩行者は横断する意思を明確に伝えることを推進し、横断歩道における交通事故の防止を図る。

3 実施期間
令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)

4 実施要領

実施機関・団体	実施要領
県・市町村・警察 交通安全協会 関係機関・団体	●新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、横断歩道での歩行者優先が不明瞭な場合を除き直前まで停止可能な速度で進行する義務と横断歩道における歩行者優先の義務等の遵守による歩行者保護の徹底について周知する。 ●ひし形の道路標示の意味の周知及び月経道路標示の場所では横断歩道直前で停止可能な速度への減速を促す。 ●運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中周囲に気を配ること等を促す交通安全教育を推進する。 ●運転手は、横断歩道手前で停止した際は、歩行者に対して手を指し示し、横断を優先させる合図を行うよう誘発する。
幼稚園・保育園 学校	●横断歩道を渡るこ、信号機のあるところではその信号に従うといった歩行者としての基本的な交通ルールを周知する。 ●道交路や側道において交通安全指導、保護・誘導活動を行う。
警察	●横断歩道の道路標識、道路標示が破損・滅失・褪色・摩耗その他の理由によりその効用が損なわれることのないよう適正な維持管理に努める。 ●横断歩行者等妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為について、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを実施する。
職場	●事業所における交通安全教育において、横断歩道付近での歩行者保護義務について周知する。

運転者は、横断中または横断しようとしている歩行者を認識したときは、必ず横断歩道の手前で一時停止しましょう。



横断者は、手を上げて、手を差し出す、頭を上げて手を動かすなどして、横断する意思を明確に伝えましょう。

歩行者優先義務

横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、通行を妨げないようにしなければなりません。〔横断歩行者等妨害等違反（反則点数2点、反則金（普通車）9,000円）〕

チャイルドシート使用向上推進運動実施要綱

1 名称
チャイルドシート使用向上推進運動

2 運動の趣旨・目的

自動車乗車中の交通事故発生時において、チャイルドシートの使用は救命及び被害軽減に高い効果を実現することから、かけがえのない子どもの命を守るため、保護者をはじめとした乗員一人一人にチャイルドシート使用の必要性と使用効果及び検査への取り付け方法等について広報啓発し、併せて交通ルールの遵守、正しい交通マナーを実践することにより、チャイルドシートの使用率の向上と交通事故防止を図る。

3 実施期間
令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)

4 実施要領

実施機関・団体	実施要領
県・市町村・警察 交通安全協会 関係機関・団体	●新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、チャイルドシート使用の必要性と正しい使用を周知することで、チャイルドシートの使用率向上と安全意識の向上・交通事故防止を図る。 ●チャイルドシートの安全性能に関する情報提供に努める。 ●街頭指導・広報紙などを通じてチラシやリーフレットを配付するなど、チャイルドシートの正しい使用について広報啓発を推進する。
幼稚園・保育園	●保護者等に対し、チャイルドシートの使用の必要性と効果を理解させ、車に同乗させるときは必ず使用するように指導する。
家庭 地域 職場	●チャイルドシートの必要性と使用効果について家族で話し合い、チャイルドシートの正しい使用を実現し、その習慣化を図る。 ●チラシやリーフレット等を活用し、チャイルドシート使用に関する正しい知識・情報の普及を図る。 ●幼児・児童のいる家庭では、チャイルドシートの使用は親の責任であることを自覚し、同乗させるときは必ず使用する。
運転者	●チャイルドシートの必要性と使用を認識し、自動車が出かけるときは使用を習慣付ける。 ●幼児・児童を同乗させるときは、こどもの発育・体格に合ったチャイルドシート（乳児用、幼児用・学童用）を正しく使用し、その習慣化を図る。



チャイルドシート着用推進シンボルマーク
「ガチャピン」

チャイルドシート使用率の推移

(2024年暫定値・JAF合同調査より)



ども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動実施要綱

1 名称

ども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動

2 運動の趣旨・目的

交通事故に遭うリスクの高いどもや高齢者、障がい者等の交通弱者の安全を確保する「人優先」の交通安全思想を基本として、鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、ドライバーをはじめとする県民に対し、交通ルールの遵守の徹底を図り「思いやり運転」や「思いやり行動」等の交通マナーの向上を呼びかける。

3 実施期間

令和7年4月1日(火)～30日(水)及び9月1日(月)～30日(火)

4 実施要領

(1) 安全の確保

道路を通行する全てのども、高齢者及び障がい者に対してその安全な通行を妨げないようにするとともに、相手の状態を認識し、それに配慮するなどの思いやり運転を推進する。

(2) 各種広報媒体を活用した広報啓発

- ① 新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等を活用し、ども、高齢者及び障がい者に対する「思いやり運転」の推進や横断歩道付近での交通ルールの遵守や交通マナーの向上について広報啓発を図る。
- ② 交通安全の各種講習会等の場を活用し、交通事故者であるども、高齢者及び障がい者に対する「思いやり運転」や「思いやり行動」について広報啓発活動を推進する。



飲酒運転根絶！意識改革推進運動実施要綱

1 名称

飲酒運転根絶！意識改革推進運動

2 運動の趣旨・目的

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為であり、ひとたび交通事故を起こせば、死亡事故等の重大事故につながる恐れがあり、社会的にも大きな問題となっているが、毎年、飲酒運転による交通事故が発生しており、未だ根絶に至っていない。

飲酒運転を根絶していくためには、県民一人一人の意識改革と根絶に向けた取組が必要であることから、飲酒運転の危険性を訴える広報啓発活動を重点的に実施し、県民の飲酒運転の根絶機運の高揚を図ることを目的とする。

3 実施時期

飲酒の機会が増える時期

行事シーズン	4月上旬から5月中旬
行事シーズン	8月中
年末年始シーズン	12月中旬から1月中旬



4 実施要領

実施機関・団体

県
市町村
県・市町村教育委員会
交通安全協会
関係機関・団体

実施要領

- ケーブルテレビ等地域メディア、ウェブサイト、SNS、テレビ、ラジオ、新聞・広報紙等の広報媒体を活用し、この運動について県民の関心の高める広報啓発を推進する。
- 飲酒運転根絶宣言、飲酒運転撲滅キャンペーンを開催する。
- 「ハンドルキーパー運動」(P.12,13参照)を推進する。

警察

- 飲酒運転の危険性、交通事故の実態等について積極的に広報するとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深める交通安全教育を推進する。
- 自動車運転代行業に対して、立入調査・取締り等を行い、健全化による利用者の安全安心利用を図る。
- 飲酒運転の根絶に向け、厳正な取締りを推進するとともに、車両等提供、酒類提供及び要求・依頼としての対称に対する罰則規定の適用を推進する。

家庭・地域

- 家庭、地域で飲酒運転の危険・悪質性について話し合いの場を持ち、飲酒運転根絶意識の高揚を図る。

酒類提供業者

- 飲酒運転根絶ポスター、ステッカーなどの掲出により飲酒運転根絶機運を高める。
- 車両・自転車を含む運転にきた客には酒を提供しない、飲酒した客には運転させないことを徹底する。

運転者・同乗者

- 自転車等利用者を含む運転者及び同乗者は、絶対に飲酒運転はしない・させないことを徹底する。
- 飲酒運転をした人のみならず、同乗者や提供者も罰せられることを認識する。
- 二日酔い状態での運転は飲酒運転だということを自覚する。

職域

- 事業主や安全運転管理者等による運転前後のアルコールチェックの徹底等飲酒運転根絶のための管理と職場環境づくりを推進する。

自転車等の安全利用推進運動実施要綱

1 名称

自転車等の安全利用推進運動

2 運動の趣旨・目的

自転車等は、通学・通勤をはじめ、レクリエーションや交通手段等で子どもから高齢者まで幅広く利用されているところであり、さらに今後は公共交通を補完する短距離移動の手段として、ビジネスや観光地での利用やシェアリングサービス等での利用も見込まれる。

しかしながら、自転車等乗用中の「信号無視・一時不停止」や「スマートフォン等の使用」など、交通ルール違反やマナーが守られていないことによる交通事故が後を絶たない。

自転車等が「車両」として守るべき交通ルールと正しい自転車マナーについて広報啓発して交通事故防止を図るほか、乗車用ヘルメットの着用の徹底や保険等への加入促進を行うなど自転車等の安全利用を推進する。

3 実施期間

令和7年5月1日(木)から5月31日(土)

4 推進体制の確立

5月1日(木)・5月15日(木)「交通安全にみんなで参加する日」

5 実施要綱

- (1) あらゆる機会を活用した自転車等の交通ルールなどについての効果的な広報啓発
 - ア 「自転車安全利用五則」等の活用による自転車等の基本的な通行ルールと新たなルール(ながらスマホ及び酒気帯び運転の罰則強化)についての周知と遵守の徹底を促すための広報啓発
 - イ 自転車等乗用中の交通事故被害軽減のため、すべての自転車等利用者に乗車用ヘルメットの着用を促すための広報啓発
 - ウ 交通事故に備えた損害賠償責任保険等への加入を促すための広報啓発
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

【自転車関連交通事故数の推移 H27～R6】



「交通安全にみんなで参加する日」の実施要綱

1 名称

交通安全にみんなで参加する日

2 運動の趣旨・目的

人命尊重と交通事故のない安全で快適な生活環境の確立を基本理念として、この日の活動を強化し、交通安全思想と交通道徳の普及を国民運動として取り組み、国民の交通安全参加・実践のより一層の促進を図る。

3 実施日

毎月1日・15日とする。

ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日



4 実施体制の確立

- (1) 各市町村、市町村交通安全(安全)対策協議会等においては、関係機関・団体に対して積極的に働きかけを行い、本要綱に基づき具体的な実施計画を策定するなど、推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては、本運動への自発的参加、実践を働きかけ、地域総ぐるみの運動として展開するものとする。

5 実施要綱

- (1) 広報活動の推進
 - ア 市町村・交通安全協会・安全運転管理者等の広報紙、それぞれの実施機関発行の機関紙、有線・社内放送、回覧板等各種広報媒体を効果的に活用し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図る。
 - イ 報道機関の協力を得て、本運動の趣旨の周知徹底を図る。
 - ウ 保護者組織・婦人会・老人クラブ・青年団・幼児交通安全クラブ・PTA・自治会・町内会等あらゆる組織を通じて、家庭、地域、職場ぐるみの参加、実践が図られるよう広報活動を推進する。
- (2) 街頭指導の推進
 - ア 関係機関・団体と連携を密にし、地域住民の協力を得て街頭活動を積極的にを行い、特に交通安全の保護誘導に重点をおいた交通安全指導を行う。
 - イ 保育園・幼稚園、学校関係者は、PTA等との合同による登下校時の通園・通学路における交通安全指導を強化する。
 - ウ 歩行者妨害等悪質危険な行為に対する指導取締り活動を強化する。
- (3) 交通安全教育の徹底
 - ア 保育園・幼稚園、学校においては、児童・児童生徒に対し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図るとともに、この日を活用した交通安全教育を推進する。
 - イ 官公庁、会社、事業所、団体等においては、放送施設、朝礼、各種集会等あらゆる機会を利用して安全な交通行動の実践を徹底する。
 - ウ 自治会、婦人会、老人クラブ等のあらゆる地域組織を利用した交通安全講習や地域、職場を中心とした交通安全集会等を開催し、地域住民に対する交通安全教育を徹底する。
 - エ 事業主、安全運転管理者、運行管理者等による研修会、講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を実施し、所属職員に対する交通安全教育を徹底する。

交通死亡事故多発警報発令制度実施要綱

(4) 交通安全家族会議等の促進

- ア 日々の新聞、ラジオ、テレビ等で報道する交通事故の原因等を取り上げて話し合い、家族が交通事故の被害者や加害者にならないよう家族ぐるみの話し合いを促進する。
- イ 正しい歩行と横断、ヘルメット着用など自転車の安全な利用、自動車で出かける際のシートベルトの着用、飲酒運転追放等の声かけ運動を促進する。

(5) その他交通安全施策等に応じた対策の推進

- ア 交通安全施設及び交通事故多発地点、路標等に対する点検を行い、道路交通環境の整備に努める。
- イ 学校、職場等に対する自転車の点検整備を促進するとともに、関係機関・団体が一体となった街頭自転車点検を実施し、安全な自転車利用の普及を図る。
- ウ 「安全運転5則」の実践、チャイルドシートとシートベルトの使用(着用)、飲酒運転根絶の徹底、違法駐車等の追放等の活動を強化する。
- エ 子ども、高齢者などに対する参加型・体験型の交通安全教育を推進する。
- オ 反射材等交通安全用品の効果の周知と普及、活用を促進する。

1 目的

この制度は、県下全域又は県下の東部、中部、西部の各ブロックにおいて、交通死亡事故等が短期間に集中的に発生した場合、鳥取県交通安全協議会が交通死亡事故多発警報(以下「警報」という。)を発令し、緊急対策を迅速かつ的確に実施することによって、事後の交通死亡事故等を抑制することを目的とする。

2 警報の発令者

- (1) 警報の発令者は鳥取県交通安全協議会長(鳥取県知事)とする。
- (2) 警報の発令事務は、緊急対策を迅速に実施するため、副会長である鳥取県警察本部長が行うものとする。

3 警報の種別及び対象地域

- (1) 警報の種別は、「全県警報」、「ブロック警報」の2種類とする。
- (2) 全県警報は、県下全市町村の区域を対象に緊急対策を実施する。
- (3) ブロック警報は、次の区分で発令し、ブロック内の関係市町村を対象に緊急対策を実施するものとする。
 - 東部ブロック(鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署管内)
 - 中部ブロック(倉吉、琴浦、大山の各警察署管内)
 - 西部ブロック(米子、境港、黒海の各警察署管内)

4 発令の基準

- (1) 警報は、交通死亡事故等の発生が、次の要件に該当したときに、発令するものとする。
 - ア 全県警報
県下の2以上のブロックの区域において、1週間におおむね3件以上の交通死亡事故が発生したとき。
 - イ ブロック警報
ブロック内の2以上の警察署の区域において、1週間におおむね2件以上の交通死亡事故が発生したとき。
- (2) 前記の外、鳥取県交通安全協議会長が特に必要と認めたときは、発令することができるものとする。

5 緊急対策実施期間

交通死亡事故緊急防止対策の実施期間は、警報が発令された日から、おおむね10日間とし、その都度設定する。

6 警報発令時における緊急対策推進事項

- 関係機関・団体が連携を密にし、県民運動として
 - ① 広報活動の強化
 - ② 街頭活動の強化
 - ③ 交通事故実態に即応した対策の強化
 - ④ 交通指導取締りの強化
- の推進を図ることとする。

7 警報の伝達

- (1) 警報の通知は、くらしの安心推進課を通じて各市町村長及び関係機関・団体に伝達する。
- (2) 各市町村は、関係機関・団体の活動が効果的に推進されるよう警報の伝達系統を確立しておくものとする。



横断歩道ストップキャンペーン「横断歩道は歩行者優先です」

あなたの思いやり運転が、交通事故のない社会をつくります

(第56回鳥取県交通安全県民大会 令和6年10月25日 米子市立米子文化センター)



写真のステージ後方に掲げている縦4メートル横6メートルの巨大なデジタルアート作品は、鳥取県立米子高等学校美術部と米子市立啓成小学校が共同で製作したものです。高校生が鳥取県の名産品や名所を取り入れた背景をデジタルツールで作成し、そこに小学生が紙に描いた横断歩道を渡るキャラクターを取り込み融合させ、最後に手形で「おもいやり」の文字を現し完成させました。

この高校生と小学生によるコラボレーション作品は、若い世代が交通安全の大切さを学び、地域の人々に「思いやり運転」で交通事故のない社会の実現を訴える作品となっています。

作品は第56回鳥取県交通安全県民大会で披露後、県内施設へ巡回展示し、YouTube(とっとり動画ちゃんねる)で製作過程を取った動画を配信中です。



交通安全教育機器の貸出事業を行っています

公民館イベント等の体験ブースとして、地域や職場の交通安全講習の一環として、是非ご利用ください。

①点灯くんミニ

・交通場面に必要な「認知・判断・動作」と瞬間記憶検査により自身の「見えにくい箇所」が診断可能です。
モグラたたきの要領で点灯する光を追ってランプを押すだけの簡単な動作から、瞬時の判断を必要とする難易度の高い動作まで、年齢に応じたレベルで診断します。



持ち運び可能です

②酒酔い体験ゴーグル

・飲酒時と同様の感覚を疑似体験できるゴーグルです。視覚の歪み、平衡感覚の喪失など飲酒運転の危険性を効果的に伝えることができます。

【使用例】線の上を歩く、片足で立つ、キャッチボールをするなど



③SAFETYドライブチェッカー

「アクセル・ブレーキの踏み替えチェック」や「夜間の視認性体験シミュレーション」などが体験できます。



子供が歩出したる 歩行者が歩出したる 自転車が出出したる



ブレーキペダルを踏む アクセルペダルから足を離す アクセルを踏んだまま



貸出対象団体

- (1)市町村及び市町村の交通安全対策団体
- (2)鳥取県警察(関係機関含む)
- (3)鳥取県交通安全協会及び地区協会
- (4)その他(1)から(3)までの団体から推薦を受けた団体

今期已年上刊版市

市町村名	開始時期	備 考
	H18.4	廃止になったバス路線で乗り合いタクシーを運行 (1日5往復 中学生以上200円、ただし運転免許を自主返納された方は100円)
	H27.12	対 象：英文通訳、英介通訳の認定対象者、組合事業対象者で一定の要件を満たす者及び障がい者で、 かつ以下で公共交通機関の利用ができない方 内 容：市内から中津川市へ向かい、バスに乗り換えて目的地までタクシー利用を助成、距離に応じて自己負担額200 円〜1,000円、月10回以上乗用(連乗の場合は制限なし)
北栄町		対 象：市内に自家用車を持ち、且、使用できない自動車または自動車を手運転できないその他の理由がある者 ・満65歳以上の方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている方 ・運転免許証を自主返納した方 ・運転経歴第1号(第1号から第3号までの規定に基づき)の取消しまたは停止の処分を受けた者 一定の要件を満たす市民が対象となる 内 容：第1号乗客のほかに乗車したタクシー利用を助成 助成額(上限)：上乗800円、下乗1,000円 最低自己負担額：上乗300円、下乗500円 上乗・下乗ともに1枚以上 ②乗客点のどちらでも市内ではタクシー利用を助成 自己負担額：上乗300円、下乗500円 ③自己負担額を越えた額が助成可能 上乗・下乗ともに1枚以上 ※8区に限り、下北地区の方に限り2枚まで1枚追加可。
	H47.1	年度の障がい者や看護者の対象にタクシー利用料金を助成(年間最高500円、1回あたりの利用料金の50%)付
日吉津村	H25.4.1	運転免許または自家用車を保有している65歳以上の高齢者のみで構成される利用者を対象にタクシー利用料金を助成(年間最高500円、1回あたりの利用料金の50%)付
	H25.4.1	75歳以上の高齢者の中で介護される世帯を対象にタクシー利用料金を助成(年間最高500円、1回あたりの利用料金の50%)付
	H29.4.1	運転免許を自主返納した者について、町営デマンドシブの回数乗車券3,000円相当(30回分)を1年毎年度交付する。
大山村	H30.4.1	65歳以上の者、英文通訳・介護通訳を受けている者、また身体及び精神の障害を有する者などに対して、往宅と目的地間のタクシー利用金額の半額(1,000円未満の場合は一律500円)を助成する。なお、大川外への利用は(西部の医療機関)に限る。
	H16.10.1	市内に住所のある重度の障がい者およびお年寄り(身体障害者手帳1級、2級、療育手帳)の所持者にに対してタクシーチケットを交付(タクシーチケット500円分を月2枚まで交付)
	H6.1.5	町営よれいバスを利用できない方またはバスが市内で利用できない日ノルバス回数券を購入し、対し一部を助成する。
南郷町		対 象：①免許返納時などで65歳以上の方(以前に免許を返納しておられる方も対象) ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ②〜④の方で免許を返納した方を含む対象 ⑤同族に於ける配属者の方が、運転免許を一度も取得していない方 内 容：以下つづつある。つづつ減額して減額交付 ①町営よれいバスの利用(1回一定乗車1万円) ②町内で使用できるタクシーと、ボート1万円 ③日ノルバス回数乗車券1万円分
	H6.5.16	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者等に対して町営デマンドバス回数券(3千円分)、日ノル自動車の路線バス回数券(3千円分)、日本交通の路線バス回数券(3千円分)の何れかを交付(申請は1年度)
白鳥町	H26.4.1	次のいずれかに該当する方で、運転免許を保有しない(方)が原則・小型特種は除く (1)要介護認定済、英文通訳を受けている方 (2)身体障害者手帳1級(1級・2級・3級・4級・5級)の交付を受けている方 (3)療育手帳(A・B)の交付を受けている方 (4)精神障害者保健福祉手帳1級(2級・3級)の交付を受けている方 一応の利用で500円を利用者が負担し、500円を越えた額が助成される。 ※町の助成上限額は、一回、0,000円で、年間に1人当たり8回まで
日南町	H5.4.1	(1)要介護認定済、英文通訳を受けている方 (2)身体障害者手帳1級(1級・2級・3級・4級・5級)の交付を受けている方 (3)療育手帳(A・B)の交付を受けている方 (4)精神障害者保健福祉手帳1級(2級・3級)の交付を受けている方 一応の利用で500円を利用者が負担し、500円を越えた額が助成される。 ※町の助成上限額は、一回、0,000円で、年間に1人当たり8回まで
日野町	H23.4.1	自動車の運転ができない等の高齢者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成
江村町	H25.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の方を対象に町営交通回数券1枚(2枚)を交付し65歳以上かつ介護認定者で運転ができない方へのタクシーの利用を助成

●詳細については、各当町村にお問い合わせください。

2 運転免許の自主返納高齢者の方に対する支援施策（民間事業者等）

合衆の地味な花嫁

	実施主体	種 別
	鳥取県ハイテク・ナレッジ協会等	鳥取県内のタクシー・ハイヤー運賃1割引
交	日ノ丸自動車株式会社等	日ノ丸バス車庫跡地の定歩合購入者に限り ※運転経費証明書発行から1年以内で個人利用の場合
通	株式会社 米子しんきょ天満屋	米子市路線バス「だんだんバス」利用券(1日)交付
	西 貢 道 会 社	鳥取駅から上郡駅間の特別回数車等「優きゅうきっぴ」運賃5割引
	若 松 鉄 道 有 限 公 司	若松駅から都賀駅間の運賃5割引
買	株式会社 丸山	1,000円につき50円割引の割引・物々交換・券券発行
物	買 取 造 形 協 会 有 限 公 司	買取造形発行「優きゅうきっぴ」に併せて、協賛等で使用する特典引換券1枚
	カイチャムスティング会	カイチャムスティング会の加盟店で使用する1,000円台のポイント ※品数多量可、販売可、青森県内でのみ有効
	黒野まつりちゃん会	黒野まつりちゃん会の加盟店で使用する1,000円台のポイント
	Jリ 米 子 高 島 屋	運転経歴証明書を提示したお客様対象 税込み2,000円以上を超過した商品の引き当てでの購入品の配付に限り、配送料無料 (購入当日のみ有効、金券類等対象外の商品あり、地ノマックスストアを除く)
	日ノ丸産業株式会社	東部地区対象に打込配送料1リットルあたり40円割引
	ユタカ自動車株式会社	関車費用の優遇
	株式会社サンクス	○関車手続き無料 ○以上1、概年までの方向性 ※自治体諸君と関係に限る 1) 運転経歴証明書を提示した1) 年間総売上交換無料 ・ 運転経歴証明書を提示した1) 年間総売上交換10%優待 ・ 運転経歴証明書を提示した1) 3年間総売上交換10%の付与
生	○鳥取県鳥取地区総合支庁支庁長 ○株式会社 Jリ 米子サービス	打込の配送料全額引 ※鳥取県石山町国境合弁支店型一店店舗を除く
活	株式会社 丸山	打込の配送料全額引 (米子市)打込に限り有効、日吉津村、大山町を除く)
支	米 子 信 用 金 庫	○65才以上専用 定期預金優遇 ○65歳以上の利用客が運転経歴証明書を所持するの場合、各種トータル金利優遇
援	株式会社松本商店	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、大山町、南町、倉吉町居住の方は、打込配送料1リットルあたり60円割引
	山 脇 石 油 株 式 有 限 公 司	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、南町居住の方は、打込配送料1リットルあたり60円割引
	株式会社東部	運転経歴証明書を提示した本人及び本人の家族を対象に、四輪自動車(スズークワイク)購入時、 送料材料自動車販売サービスは送料材料サービスを呈呈
	株式会社サカイ引越センター	○引越見積(1回)見積無料 ○引越本体料金(運賃+作業費)を20%OFF ○最長利用ダンボール無料サービス(最大50箱) ○メンバー無料サービス(最大2台) ○メンバーサービス、引越サービス(最大5箱)
	関 車 き り と り 1 1 0 車	成約時JCRCで付与1,000円分プレゼント
	関車買取おもしろいでラージ	買取金額の増額査定規定に準じて普通車3千円、軽自動車3千円アップ)
	鳥 取 県 公 立 文 庫 協 会	鳥取県立文庫の所蔵、国史館美濃館、鳥取二十世紀等記念館、時々花図鑑入館料と割引 ※同伴者1人まで同伴
観	鳥取県観光産業振興協会企業体	運転経歴証明書の提示で、鳥取県観光の美濃館入館料を100円引 ※同伴者1人まで同伴
	吉 岡 美 食 館 一 一 庵	運転経歴証明書の提示で、鳥取県観光の美濃館入館料を100円引 ※同伴者1人まで同伴
光	一般財団法人鳥取県若きよさと 鳥取県観光・文化・産業振興協会	○運転経歴証明書の提示した本人及び本人を含む団体に、親しむがための入館料をそれぞれ100円引(団体利用の提示は不可) ○施設が「夜間および」により、運転経歴証明書の提示した本人のみ参加料100円引
	青 森 県 旅 行 振 興 組 合	米子市観光センターで、1,000円以上の商品をお買い上げの方に入館料1割(クーポン)
	河津組/河津町地産農産研究会	運転経歴証明書を提示した利用者にオリジナルファイル交付

交通事故相談所のご案内

交通事故でお困りの方は交通事故相談所をご利用ください

鳥取県では、県内2か所に交通事故相談所を設置し、交通事故でお困りの方に
専任の相談員が損害賠償問題、示談方法などの相談に応じています。

- 相談は無料、秘密は守られますのでご安心ください。
- 公正・中立な立場でアドバイスをします。
- 専任の相談員が賠償額の計算、示談の進め方、自動車保険の請求方法などのご相談に対応します。

相談所の所在地

相談無料

鳥取交通事故相談所

鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎1階

☎(0857)26-7101

相談時間 平日(木曜日を除く)午前8時30分～正午、午後1時～4時

米子交通事故相談所

米子市花町1丁目160 県西部総合事務所1号館3階

☎(0859)33-0091

相談時間 平日(水曜日を除く)午前8時30分～正午、午後1時～4時

倉吉市内での出張による面接相談

倉吉市東砥城町2 県中部総合事務所

出張相談【要予約】

毎月の第2・第4火曜日(祝祭日を除く)、
午前9時～正午、午後1時～4時

倉吉での面談を希望される場合は、事前に鳥取または米子交通事故相談所に、電話でご予約ください。



※相談の際には、交通事故証明書、診断書、事故現場の略図等参考となるものをお持ちください。

目次

第1章	総則(第1条-第2条)
第2章	障がい者の交通安全(第3条-第5条)
第3章	高齢者の交通安全(第6条-第9条)
第4章	子どもの交通安全(第10条-第11条)
第5章	自転車の交通安全(第12条-第17条)
第6章	交通安全教育の推進(第18条)
第7章	交通関係の整備等(第19条-第22条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の道路交通の安全(以下「交通安全」という。)の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る制、学校等、事業者及び関係の責務並びに交通安全の意識を高めるための取組を定めるとともに、交通安全の確保に向けた取組を促進する機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 道路交通法(昭和35年法律第105号、以下「道交法」という。)第71条の6第2項に規定する身体障害で定める様式の標識をいう。
- (2) 聴覚障害者 法第71条の6第1項に規定する聴覚障害で定める様式の標識をいう。
- (3) 認知症 相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転をすることをいう。
- (4) 高齢運転者標識 法第71条の5第3項に規定する身体障害で定める様式の標識をいう。
- (5) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 幼児用補助装置 法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

第2章 障がい者の交通安全

(障がい者の安全の確保)

- 第3条 障がい者の安全(以下「障がい者」という。)は、道路を通行する全ての障がい者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、次項に第4項までの規定によるほか、それぞれの障がい者の特性に応じた配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの取組を行うよう努めるものとする。
- 障がい者は、白色のつえを携え、又は盲導犬を連れ、又は歩行者の危険又は支障があると認めるときは、当該歩行者の者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導その他の補助を必要としていることを求めるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
 - 障がい者は、聴覚障害者標識の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該聴覚障害者の者に向い合せて動作により危険であることを知らせ、誘導その他の補助を必要としていることを求めるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
 - 障がい者は、車いすを用いている身体障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該身体障がい者の者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、介助その他の補助を必要としていることを求めるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
 - 障がい者は、歩行者としての交通安全を確保するための配慮が活用されるよう啓発を行うものとする。

(交通安全の意識の醸成)

- 第4条 障がい者は、車利用の意識(自転車の存在又は接近を音声その他の方法で周知するに知らせる装置をいう、以下同じ。)の搭載が可能な自転車を購入する場合においては、これを搭載するよう努めるものとする。
- 障がい者は、車利用の意識が醸成されている自転車を利用するとともに、これを適切に使用するよう努めるものとする。
 - 障がい者は、車利用の意識が醸成されている自転車を利用するものとする。

(身体障害者標識等に対する配慮)

第5条 障がい者は、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の着脱に努めるとともに、これらを表示している自転車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

第3章 高齢者の交通安全

(高齢者の安全な通行の確保)

- 第6条 高齢者は、道路を通行する全ての高齢者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該高齢者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導、介助その他の補助を必要としていることを求めるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
- 障がい者は、歩行者としての交通安全を確保するための配慮が活用されるよう啓発を行うものとする。
 - 障がい者は、高齢運転者標識の表示の着脱に努めるとともに、これらを表示している自転車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

(交通安全の意識の醸成)

第7条 高齢者は、歩行者としての交通安全を確保するための配慮が活用されるよう啓発を行うものとする。

(歩行者としての交通安全の意識の醸成)

- 第8条 高齢者は、夜間道路を歩行するときは、歩行者用反射材料(自転車の前照灯その他の照明を反射するとともに歩行者の存在を周知するに知らせることのできる物)をいう、以下同じ。)を着用するよう努めるものとする。
- 障がい者は、高齢者が歩行者用反射材料を着用するよう啓発を行うものとする。

(自転車の安全な通行の確保)

第9条 高齢者は、自転車の安全な通行を確保するため、必要に応じて、歩行者用保護、歩行者用保護その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 障がい者は、自転車の安全な通行を確保するため、必要に応じて、歩行者用保護、歩行者用保護その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 障がい者は、自転車の安全な通行を確保するため、必要に応じて、歩行者用保護、歩行者用保護その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 子どもの交通安全

(子どもの安全な通行の確保)

- 第10条 親等は、歩行し、又は自転車を利用する全ての子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、子どもの通行への危険又は支障があると認めるときは、当該子どもに対して、危険があることを知らせるために声をかけ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの安全な通行のための配慮を行うよう努めるものとする。
- 親等は、児童に対する子どもの交通安全を確保するための配慮が活用されるよう啓発を行うものとする。
 - 親等は、幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。
 - 親等は、歩行者としての交通安全を確保するための配慮が活用されるよう啓発を行うものとする。
- 第11条 通学路その他の子どもが日常生活又は社会生活を送るために通学移動する経路となる道路(以下「通学路」という。)を管理する者、子どもの教育に関する機関、子どもの保護者、地域の住民及び通学路等の存在する地域を管轄する警察署の長は、通学路における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 自転車の交通安全

(自転車の安全な通行の確保)

- 第12条 自転車を利用する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車上の安全な距離範囲の確保その他の適切な運転を行うよう努めるものとする。
- (歩行者に対する安全の確保)
- 第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自転車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。
- (夜間等の啓発)
- 第14条 親等は、交通安全を確保するために必要となる自転車を通りに利用するための装置及び知識の習得に努めるとともに、(自転車用補助装置の取組)
- 第15条 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通安全に努めるとともに、必要に応じて、歩行者、他の自転車利用者又は自転車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。
- 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車用補助装置等への加入するよう努めるものとする。
 - 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車用補助装置等への加入するよう努めるものとする。
 - 子どもの受け付けを要する者は、自転車を用いる者に加入するときは、当該利用に係る自転車用補助装置等への加入するよう努めるものとする。
 - 子どもの受け付けを要する者は、自転車を用いる者に加入するときは、当該利用に係る自転車用補助装置等への加入するよう努めるものとする。
 - 子どもの受け付けを要する者は、自転車を用いる者に加入するときは、当該利用に係る自転車用補助装置等への加入するよう努めるものとする。

(自転車の利用の安全)

- 第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶらなければならない。自転車を利用する際の安全確保に努めるとともに、(安全の確保)
- 第17条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用する。自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

第6章 交通安全教育の推進

- 第18条 親等は、子どもの交通安全に対する意識の醸成を促すため、交通安全又は教育に関する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。
- 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他のこれらに関する施設を設け、又は管理する者は、幼児、児童、生徒及び学生(以下「児童等」という。)の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が施設における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。
 - 親等は、児童又は児童等における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は促進するよう努めるものとする。

第7章 交通関係の整備等

(交通安全を確保するための施設の整備)

- 第19条 県は、歩行者及び自転車と連携して道路及び交通安全施設等の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (歩行者用保護の整備)
- 第20条 県は、道路交通に係る歩行者の歩行化(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第1項第2号に規定する移動等円滑化をいう。)の促進に努めるものとする。
- (自転車の安全な通行の確保)
- 第21条 県は、自転車の安全な通行の確保又は交通安全の確保に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は促進するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して、